

厚生労働省が電子カルテの新たな普及方針、電子処方箋の普及目標を示す

厚生労働省は 7 月 1 日、『医療DX令和ビジョン 2030』厚生労働省推進チーム（チーム長：福岡資麿厚生労働大臣）を開催し、医療機関への電子処方箋の新たな普及目標や電子カルテの普及方針を示しました。主な内容は次のとおりです。

電子処方箋の新たな普及目標は 2030 年目途

2023 年 1 月より導入が開始された電子処方箋について、「2025 年 3 月までに（導入を）普及させる」目標でしたが、2025 年 6 月時点で、医療機関への普及率は「約 1 割程度」ととどまります。厚労省は「電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備」が課題だとしています。

一方、電子処方箋の運用開始済の薬局は 8 割を超え、薬局については 25 年夏頃には概ね全ての薬局での導入が見込まれます。

このため、新たな目標は電子カルテと電子カルテ情報共有サービスとの「一体的な導入」をすすめ、「電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」としています。つまり、電子カルテの導入目標である 2030 年に合わせて電子処方箋を導入するということです。

電子カルテと電子カルテ情報共有サービスの新たな普及方針

電子カルテと電子カルテ情報共有サービスの普及については、「2026 年夏までに、具体的な普及計画を策定」します。

現在、デジタル庁が医科無床診療所を対象とする標準型電子カルテを開発していますが、2025 年度中に「本格運用の具体的内容」を示し、「2026 年度中目途の完成を目指す」としています。

さらに、「小規模な医療機関でも過度な負担なく導入」できるよう、「医科診療所向けの電子カルテの標準仕様（基本要件）を 2025 年度中に策定」するとしています。

標準型電子カルテは、1 つのシステムを複数の医療機関で共同利用するクラウド型サービスとして、電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋管理サービス、全国医療情報プラ

ットフォームに対応し、民間事業者が提供するシステムとの連携機能を実装する予定です。

電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要①

1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。
2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。
一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。**
歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部

2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行を図りつつ、
① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。
※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

今後の主な対応方針

- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討するとともに、2026年度中目途の完成を目指す。**
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定する。**
※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定する。**

第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（2025年7月1日）資料より

医療機関別の電子カルテの普及方針

電子カルテの普及率は、一般病院 65.6%（400床以上は93.7%、200～399床は79.2%、200床未満は59.0%）、一般診療所 55.0%（2023年医療施設調査）です。

【医科診療所】

- ① 電子カルテ導入済の医科無床診療所（約5万7千施設）について、オンプレミス型（医療機関内にサーバーや専用機器を設置）電子カルテの場合は、2027年度以降の次回システム更改時に、標準型電子カルテに準拠したクラウド型電子カルテへの移行を促します。また、クラウド型電子カルテの場合についても、標準型電子カルテに準拠したクラウド型電子カルテへの移行を図ります。
- ② 未導入の医科無床診療所は約4万7千箇所施設ありますが、標準型電子カルテ導入の支援策を具体化し、普及を促進します。

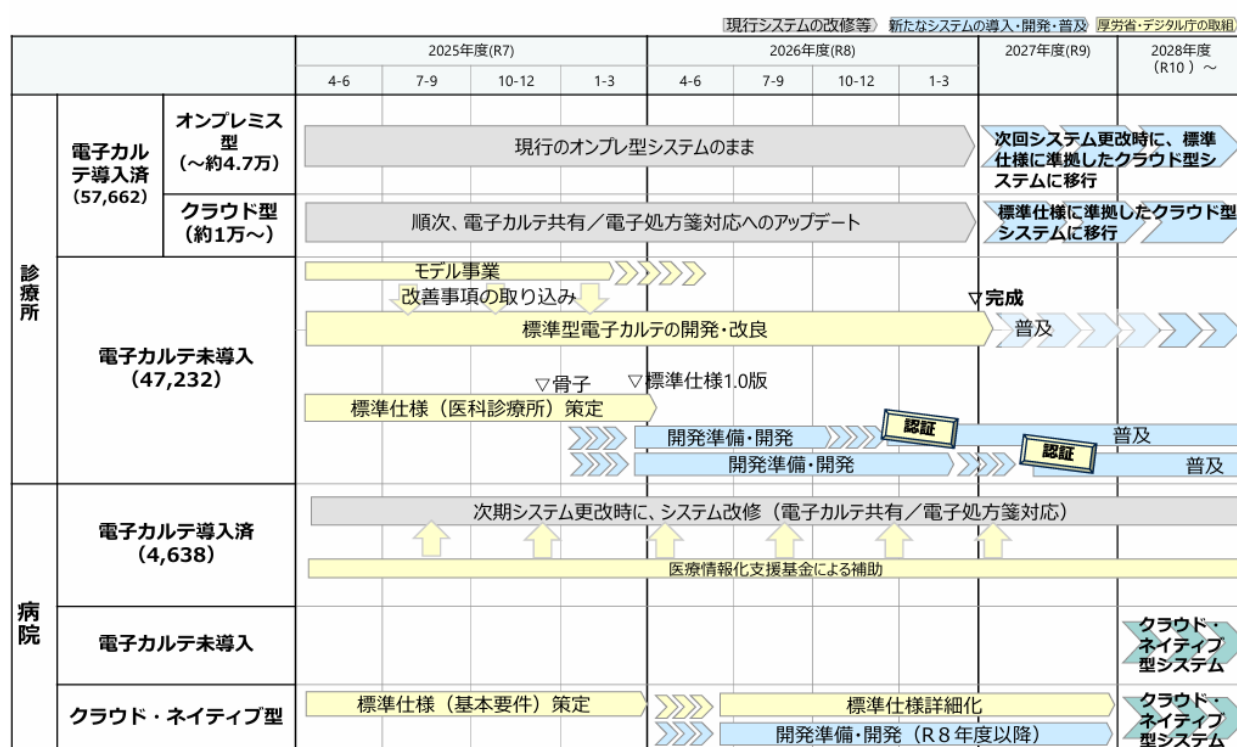
【病院】

- ③電子カルテ導入済みの病院（4,638 施設）は、次回システム更改時のシステム改修を促します。未導入の病院（2,427 施設）を含め、順次、国の標準仕様（基本要件）に準拠したクラウド・ネイティブなシステムへの移行を進めます。

【歯科医療機関】

- ④歯科医療機関（約 6 万 6 千施設）については、「現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能」について、「2026 年度中に具体的な対応方針」を決定します。

電子カルテ・電子カルテ情報共有サービスの普及について（3）



第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（2025年7月1日）資料より

医療機関に導入を強要すれば、地域医療からの撤退を招く

自民党・公明党・日本維新の会の三党合意は、電子カルテについて、「5年以内」に「普及率約100%を達成する」としています。電子カルテと電子処方箋の導入には医療機関の事務負担と高額な追加コスト（導入・維持・更新）がかかり、経営を圧迫します。

現時点で電子カルテ・電子処方箋の導入義務化の方針は示されていませんが、実質義務化につながる可能性は排除できません。未導入の医療機関に導入を強要するならば、地域医療からの撤退を招きかねません。

（文責：医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之）